

いなべ市立藤原小学校



藤小ナビ

平成 29 年 4 月 1 日

いなべ市立藤原小学校

目次

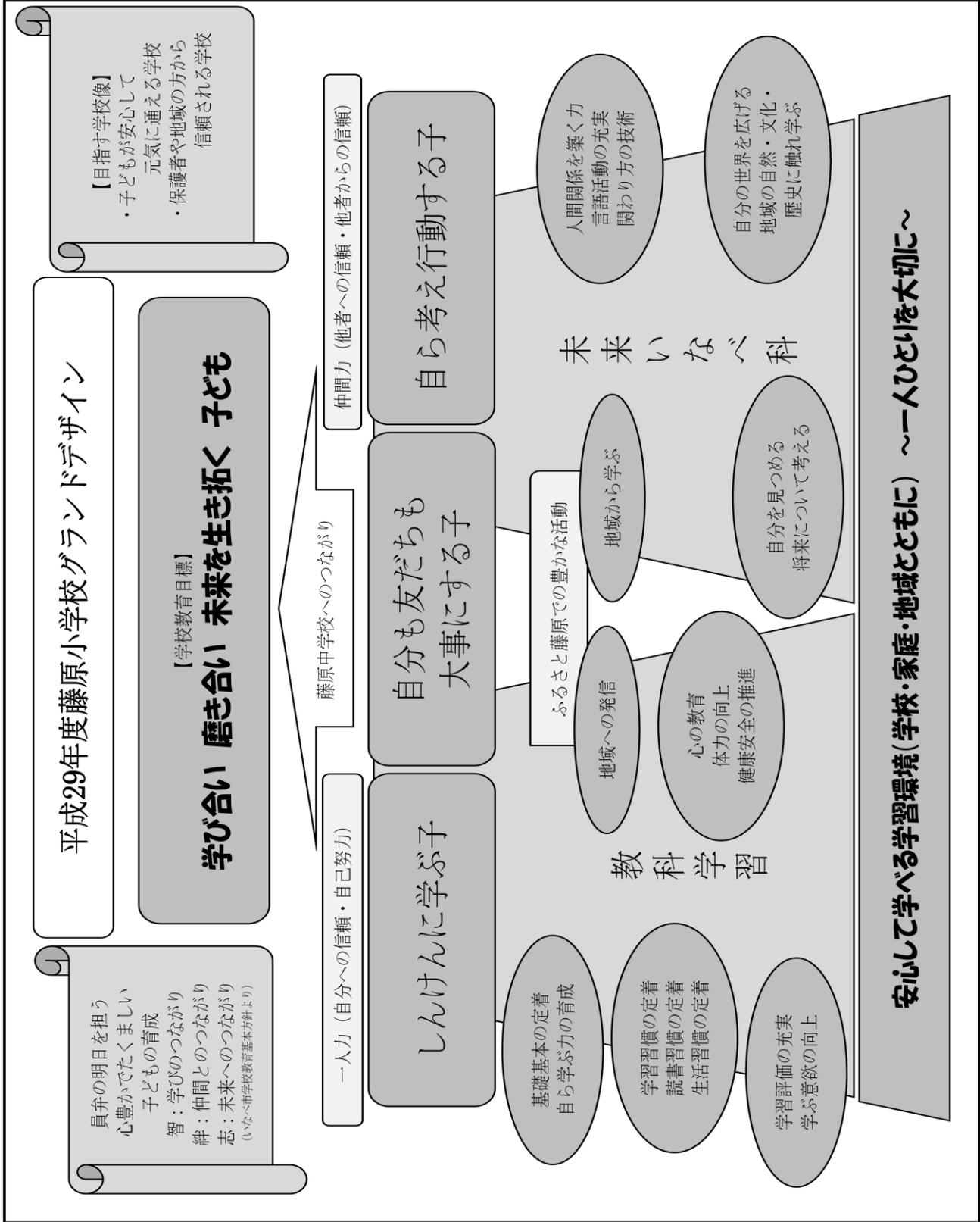
I	はじめに	5
1	藤原小学校のグランドデザイン	5
	(1) 学校の教育目標	6
	(2) 目指す子ども像	6
2	学校概要	6
	(1) 校章	6
	(2) 校歌	7
	(3) 歴史	8
	(4) 所在地	8
	(5) 校舎概要・校舎図及び教室配置図	8
3	小学校の1年間の流れ ～主な取り組み～	10
II	学習について	11
1	使用教材について	11
2	家庭学習について	12
3	通知表について（児童の評価方法）	12
4	未来いなべ科カリキュラム	14
III	健康について	15
1	健康診断	15
2	検診について	15
3	『成長の記録』について	15
4	けがや病気の際は	15

5	家庭環境調査票と引渡しカードについて	16
6	災害共済給付について	16
7	服薬について	17
8	アレルギーについて	17
9	学校感染症と出席停止について	18
10	学校給食について	19
11	服の貸し出しについて	19
12	その他	19
IV	学校生活について	20
1	1日の流れ	20
2	1週間の流れ	21
3	服装・持ち物など	21
V	通学の約束と児童の安全のために	23
1	通学の約束について	23
2	児童の安全のために	25
VI	危機対応	26
1	学校でのけがや病気	26
2	校外学習中でのけがや病気	26
3	台風・積雪等による休校等の取扱い	26
4	大雨・雷等により緊急下校を要する場合	26
5	地震（震度5強以上もしくは東海地震予知情報、注意情報）による休校等の取扱い	27

6	不審者が出没したとき	27
7	インフルエンザ等、感染症疾病の疑いがあるとき	27
8	交通事故が起こったとき	28
9	危険動物の出没・校区での事件発生など	28
10	その他の災害（竜巻・火災など）の取扱い	28
VII	事務手続き	29
1	集金について	29
2	就学援助制度について	30
3	特別支援教育就学奨励費について	30
4	転出について（市外への転居）	31
5	転居について（市内の転居）	31
	【資料】	
1	スクール@メール登録方法	32
2	困った時の相談方法・相談先	34

I はじめに

1 藤原小学校のグランドデザイン（基本構想）



(1) 学校の教育目標

学び合い 磨き合い 未来を生き拓く 子ども

(2) 目指す子ども像

- ☆しんけんに学ぶ子
- ☆自分も友だちも大切にする子
- ☆自ら考え行動する子

2 学校概要

(1) 校章

校章中央部を五角形にし、東藤原小、西藤原小、白瀬小、立田小、中里小の5つの小学校の統合を表現した。



(2) 校歌

いなべ市立藤原小学校 校歌

作詞： 小林 共子 作曲： 池田 八声

1 虹^{にじ}かけわたる 学^{まな}び舎^やで

たがいにみがき 伸びる友

キープ オン トライング キープ オン トライング
Keep on trying Keep on trying

※Keep on trying

さあ ひとむきに 聴^{さと}く 強^{つよ}く

=何度も何度もやってみよう、

学^{まな}ぶ 藤原^{ふじわらしやうがっこう} 小 学 校

挑戦し続けよう

生^いき抜^ぬく 力^{ちから} きたえよう

2 五^{いつ}つの里^{さと}に 見^み守^{まも}られ

つながる仲^{なかま}間^{そだ} 育^{あい}つ愛

レッツ ホールド ハンズ レッツ ホールド ハンズ
Let's hold hands Let's hold hands

※ Let's hold hands

さあ 手^てをとって 共^{とも}に 支^{ささ}え

=手をつなごう

結^{むす}ぶ 藤原^{ふじわらしやうがっこう} 小 学 校

生^いき合^あう 絆^{きずな} 深^{ふか}めよう

3 藤原^{みどりの}岳^の 緑^の野^はは

世^せ界^{かい}をめざす ジャン^{じゃん}プ^ぷ台^{だい}

ウイ ハブ ドリームス ウイ ハブ ドリームス
We have dreams We have dreams

※We have dreams

さあ 夢^{ゆめ}を抱^だき 前^{まえ}へ 進^{すす}め

=私たちには夢がある

創^{つく}る 藤原^{ふじわらしやうがっこう} 小 学 校

未^み来^{らい}に向^むけて 生^いき拓^{ひら}く

【校歌にこめられた願い】

藤原地域の自然の情景とともに、新しい学校へ踏み出す子どもたちへの期待や希望が込められている。地域に暖かく見守られながら、たくましく賢く希望にあふれる子どもたちの成長を願う歌詞である。

(3) 歴史

平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日

東藤原小、西藤原小、白瀬小、立田小、中里小の 5 小学校閉校

平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日 いなべ市立藤原小学校開校 (創立記念日)

平成 29 年 (2017 年) 4 月 22 日 開校式

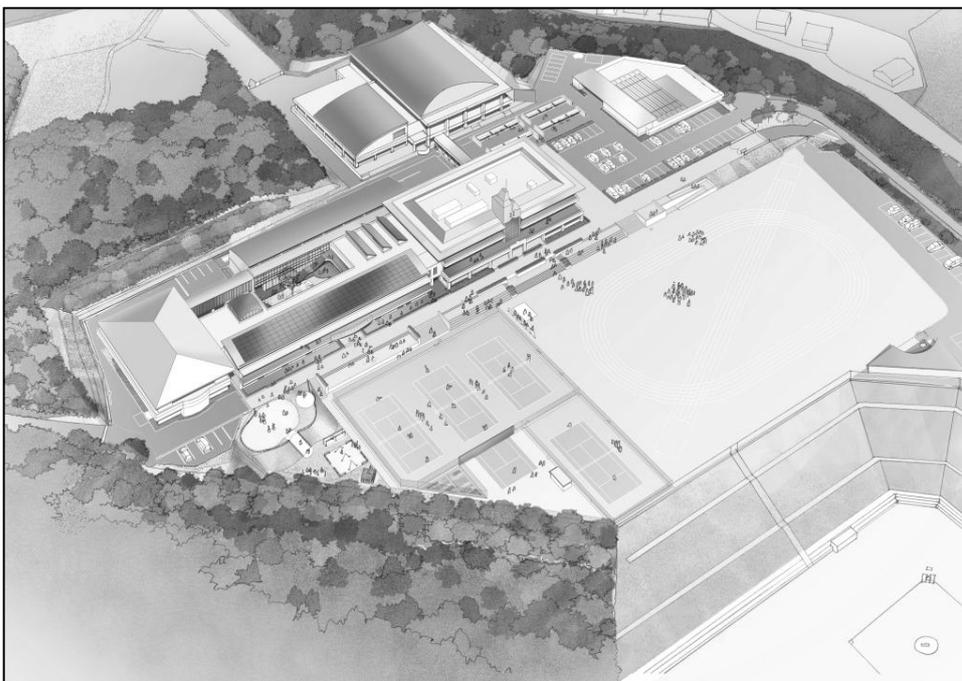
(4) 所在地

〒511-0511

三重県いなべ市藤原町市場 491 番地

最寄駅 三岐鉄道三岐線 西藤原駅から 徒歩 30 分

(5) 校舎概要・校舎図及び教室配置図



3 小学校の1年間の流れ ～主な取り組み～

1学期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式、入学式 ・給食開始 ・健康診断 ・授業参観、PTA 総会、学級懇談会 ・遠足
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・修学旅行
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・プール開き
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・終業式 ・プール開放 ・キャンプ
夏休み	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・登校日 ・水泳記録会
2学期	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・運動会
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的行事
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・マラソン大会
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会 ・終業式
3学期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・学習発表会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・修了式

*年間計画表は、別途配付します。

*その他に「土曜授業」も行います。年間計画表でご確認ください。

Ⅱ 学習について

学習では、どの子も安心して学べ、集団での関わり合いや学び合いを大事にした授業づくりに取り組んでいきます。そのために、藤原中学校区で大事にしている「授業のスタイル」を統一し、児童が1時限の授業に見通しをもって取り組めるようにしていきます。

【授業のスタイル】

- ①チャイムで行動の切り替えや授業のスタート
- ②課題の提示（本時の課題とゴールを知る）・・・『めあてを持つ』
- ③個人解決の時間の確保・・・『粘り強く考え、自分の考えを持つ』
- ④集団解決の時間の確保・・・『相手にわかるように伝え、
友だちの考えと比べよう』
- ⑤振り返り・まとめ（ゴールに達したか）・・・『学んだことを確かめよう』

1 使用教材について

(1) 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。再給付はされません。紛失した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は、特に保管の注意が必要です。

使用する教科書はいなべ市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、いなべ市と異なる教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転入は給付されません。

(2) 学年ごとの使用教材

以下のような教材等を購入していただく予定です。

学 年	使 用 教 材
1 年	鍵盤ハーモニカ、朝顔セット、なわとび
3 年	リコーダー、習字道具、絵の具セット
5 年	裁縫道具、ナップザック
6 年	エプロンセット
各学年共通	漢字・計算ドリル、テスト、資料集、図工材料や理科教材等

なお、その都度、各学年に応じて購入していただく物もあります。

2 家庭学習について

学校で習ったことを、お子さんの負担にならない範囲で、毎日宿題として出します。家庭では、お子さんが落ち着いて宿題に集中できる時間と場所を設けてあげてください。また、宿題を手伝うのではなく、寄り添って励ましてあげてください。毎日くり返すことで、学習の習慣化を図っていきたいと思います。

(1) 家庭学習で大事にしていきたいこと

- ① 学習の環境づくり（場所・時間・気持ち）
- ② 集中力・粘り強く取り組むこと。

(2) 各学年の家庭学習の時間（目安）

日によって多少異なりますが、おおよその目安とします。

学 年	目安の時間（分）
小学校1年生・2年生	20～30分
小学校3年生・4年生	40～50分
小学校5年生・6年生	60～80分

*中学生になると、家庭学習の時間も増えていきます。中学1年生もおおよその時間は高学年と同様ですが、自分で計画を立てて、自力で学習を進める力をつけられるよう指導しますので、ご協力をお願いします。

(3) 家庭学習の評価

毎日の家庭学習を学校に提出し、評価をすることを大事にします。その日の学習の復習として、理解できているのか、一人ひとりの学習内容の定着のためにも、必ず次の日に提出することを大事にします。

3 通知表について（児童の評価方法）

藤原小学校では、学期ごとに「通知表（仮称）」を作り、児童の学校生活についてお伝えします。「通知表」は、お子さんの成長の支えとなるものでありたいと考えています。一つひとつよくご覧になって、励ましの材料にしていただければと思います。

(1) 通知表の形

- ① 大きく分けて「学習のようす」と「生活のようす」があります。
- ② 各教科、活動ごとに評価をします。国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図工、体育、家庭については「3段階評価」を行います。
- ③ 未来いなべ科、特別の教科道徳（平成30年度から）、3・4年生外国語活動、5・6年生外国語科については、文章表記で活動内容やようすをお伝えします。

- ④ 「3段階評価」を行う教科については、それぞれの最初の項目に「意欲・関心・態度」を評価する項目が入っています。
- ⑤ 「生活のようす」は、1年生から6年生まで、ほぼ同じ項目になっています。
- ⑥ 「生活のようす」は、「2段階評価」です。
- ⑦ 学期ごとに1枚の用紙に印刷してお渡しします。従来学校に返却してもらっている場合もありましたが、藤原小学校では、学期ごとに1枚の用紙に印刷しますので、返していただく必要はありません。大切に保管ください。

(2) 評価の方法

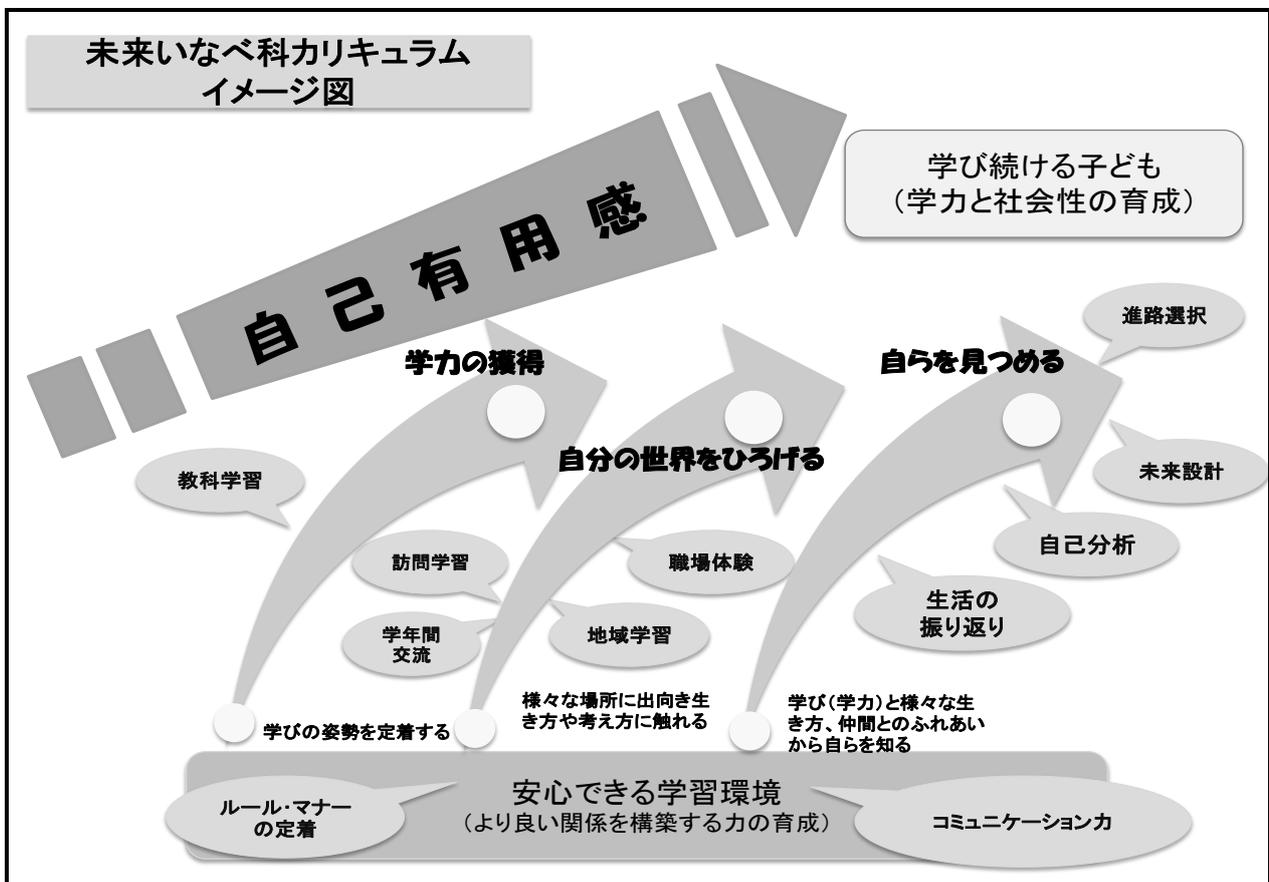
- ① 「相対評価」ではなく、「達成度評価」を原則にしています。活動内容によって、達成してほしい基準を設け、それを十分達成していれば「よくできる」おおむねできていれば「できる」、未達成であれば「もう少し」となります。
- ② テストを目安にすると、多くの場合が、90点以上で「よくできる」、「できる」は70点以上、「もう少し」は70点未満となります。
- ③ 項目によっては、習得していく過程をより重視して評価し、テストの点に加えて、授業での様子や、ノートや作品も適宜判断材料とします。
- ④ 評価の最後の欄に「所見」があります。これは、それぞれの評価項目だけでは伝えきれない内容などが書かれています。また、その評価に至った担任の考えや励まし、今後への指針などが示されています。なお、2学期は、個別懇談会と時期が重なるため、省略させていただきます。

4 未来いなべ科カリキュラム

「未来いなべ科」では、「いなべの教育」3つの方向性「生き抜く力・生き合う力・生き拓く力」を育むとともに、キャリア教育の視点から「自尊感情」を高め「自己有用感」を育むための学習に取り組みます。

具体的には、「総合的な学習の時間」を中心としたすべての教科・活動を通じて、いなべ市の人・自然・歴史・文化・産業などの地域の人材や教材の活用を通じて、地域社会の一員としての自覚を持ち、「ふるさと“いなべ”」を愛する心を育てていきます。

また、働くことや職業についての認識を深め、確かな社会性を身につけられるよう、「コミュニケーション力の育成」や「自分の生き方を考える教育」に取り組んでいきます。



Ⅲ 健康について

1 健康診断

学校における健康診断は、健康の保持増進を目的とした健康状態の把握が中心です。学校生活を送る上で健康であるか、健康上の問題があるか、疾病や異常の疑いがあるかという視点で選び出すスクリーニング（ふるい分け）です。よって、確定診断を行うものではありません。学校の健康診断で、何らかの病名を言われても、治療が必要なものから必要のないものまであります。詳しい診断名や治療の有無については、各自が医療機関で受診して、学校に報告書を提出することとなっています。

2 検診について

学校では、いろいろな検診を行います。検査に関わることは事前に「ほけんだより」で知らせていきます。また、検診結果はその都度プリントで連絡させていただきますので、異常などが見られた場合は早めに医療機関で受診してください。受診された場合は必ず学校へお知らせください。また、現在治療しておかなければいけないことは、早めに治療をお願いします。

例：1年生では次のような検査があります。

内科・結核検診／歯科検診／尿検査／寄生虫卵検査／耳鼻科検診／眼科検診
／心電図検査／発育測定／視力・聴力検査 など

そのほかに、希望者に色覚検査を実施します。



3 『成長の記録』について

一人ひとりの発育測定の身長・体重などを小中の9年間記録します。保護者の協力のもと、お子さんの成長がよくわかるように、折れ線グラフでも記録していきます。また、通信欄には学校と家庭との連絡等を記入します。



4 けがや病気の時は

学校で起きたけがや病気については、応急処置をします。あくまでも、応急処置なので、帰宅後ご家庭でもよく様子を見てください。その後の治療（湿布の交換など）はご家庭でお願いします。また、病院や薬局ではありませんので、内服薬は保管しておらず、継続的な処置も行うことができません。医療機関での受診が必要と判断した場合は、保護者の方にもお知らせします。

5 家庭環境調査票と引渡しカードについて

家庭環境調査票は、けがや病気などで保護者の方との連絡が必要な場合など、緊急時の連絡用として利用させていただきます。連絡が付きやすい順番に上から記入してください。

その他参考のために、かかりつけの病院も書いていただきます。なお、途中で連絡先に変更があった場合は必ず教えてください。

また、災害時など児童が集団下校できない場合、保護者の方に迎えに来ていただくことが想定されます。引渡しカードは、その際に間違いなく保護者の方にお子さまをお渡しするためのものです。

6 災害共済給付について

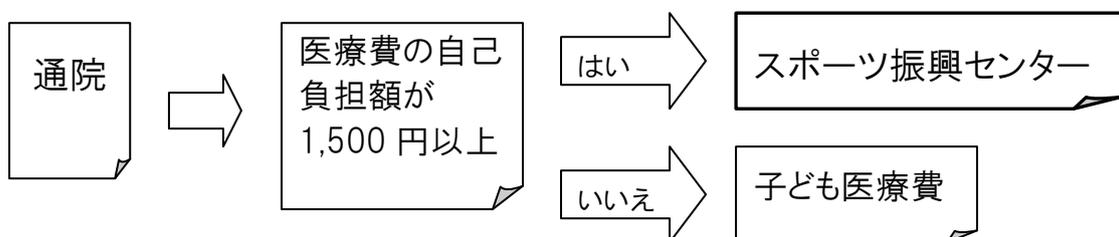
学校管理下（登下校を含む）でけがをして病院にかかった場合は、「日本スポーツ振興センター給付制度」によって、後日、必要な医療費が保護者の皆様へ支払われます。一定の掛け金を支払うことで給付されるものであり、現在のところ、掛け金はいなべ市で負担していただいています。

給付の申請は学校が行いますが、請求に必要な証明書類については、保護者の方に病院で証明してきていただいています。病院にかかった場合の証明手続き方法については、その都度詳しくお伝えします。

もし、学校管理下のけがで、帰宅後に病院へかかられた場合は、
学校までお知らせください。

《学校管理下でのけがについて》

病院窓口で「学校でのケガです。」とお伝えください。



★一般病棟 200 床以上の病院（この地域では、「いなべ総合病院、桑名東・西医療センター、市立四日市病院」が該当）で受診した場合には、治療費とは別に「特定療養費」（病院によって異なる）が自己負担となります。

7 服薬について

学校では、基本的には薬を預かり飲ませることはできません。目薬やぬり薬も同様です。特別な事情がある場合は、ご相談ください。医師の診察を受ける際に、このような事情をふまえ、朝夕の使用に処方していただくなど、使用回数について医師とご相談ください。



8 アレルギーについて

近年、アレルギーを有する児童生徒が増加しています。中には、アナフィラキシーショックという生命に関わるような強い反応を示す事例もあります。

いなべ市では、アレルギー疾患全般に関する調査を行い、アレルギーを有する児童への対応を以下の手順に従っておこなっています。

<アレルギー対応例：食物アレルギーを有する児童の場合>

①児童生徒の把握（全員にアレルギー調査）



②アレルギー対応希望者の申し出の受理



③保護者と学校関係者との面談



④協議



⑤通知



⑥アレルギー対応食の実施



⑦給食時の対応

保護者の方との面談等を通して、個別の対応を検討していきます。

9 学校感染症と出席停止について

学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法施行規則に定められたものです。インフルエンザなどの感染症にかかった場合は、感染予防のために「出席停止」となります。（欠席扱いにはなりません。）

医師の診断があったときは必ず学校までお知らせください。なお、病院で記入してもらう「診断証明書」や「治癒証明書」の提出は必要ありません。以下の表に主な症状や出席停止期間が書いてありますので、参考にしてください。原則的な出席停止期間ですので、症状によって異なります。主治医の判断にしたがってください。



《学校において予防すべき感染症》

病名	主な症状	出席停止の期間
インフルエンザ	高熱、咳、頭痛、関節痛	解熱後2日を経過し、かつ発症した後5日が経過するまで
百日咳	激しい咳、 咽頭の発赤・腫れ	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	発熱、口内や首への発疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳の下の腫れ、痛み	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹（3日ばしか）	発熱、発疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発熱、全身に栗粒大の発疹 水疱が現れ痂皮になる	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	高熱、結膜炎、咽頭炎	主要症状消退後2日を経過するまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	両頬に少し盛り上がったじんましん様の紅斑、発熱	医師の判断によって感染のおそれがないと認められるまで
手足口病	発熱、 水疱が口腔、手足にできる	
流行性角結膜炎	目の異物感、充血、 まぶたの腫れ	
マイコプラズマ感染症	かぜ様症状、しつこい咳	
溶連菌感染症	発熱、咽頭炎	



10 学校給食について

給食当番の人は、白衣、帽子、マスクを着用します。（マスクは当番以外の人も使用します。各自で準備、持参して下さい。）また、当番の人は一週間使用したら各自が家に持ち帰り、きれいに洗濯、アイロンがけをして月曜日に次の当番の人に渡します。その際、ボタンが取れかかっていたり、ひもなどがとれたりしている場合は、家庭での補修をお願いします。

みんなが使うものなので、気持ちよく使用したいと思います。ご協力をお願いします。

先生や友達と同じものを一緒に楽しく食べることによって、今まで食べられなかったものでも食べられるようになります。お家でも「給食はおいしいよ」「食べられるようにがんばろうね」など、声をかけてください。



ご家庭で練習をして下さい！

- ★清潔な手洗いの習慣を！
- ★お箸が上手に使えるように！
- ★給食の時間内（30分以内）に食べ終わるように！



11 服の貸し出しについて

おもらし等で下着（パンツ・シャツ）が汚れてしまった場合、着替えを貸し出します。洗濯して、きれいなビニール袋に入れて、後日保健室に返却してください。

12 その他

- ① 調査や検査結果等の個人の保健関係文書は一人ひとり連絡ファイルに入れてお渡しします。
- ② 各種調査等のプライバシーについては十分配慮をいたしますので、正確に記入していただきますよう、よろしくお願いします。
- ③ 書類の記入やお子様の成長など分からないことや心配なことがありましたら、いつでもお問い合わせください。



IV 学校生活について

1 1日の流れ

学校生活の1日の過ごし方です。みんなが安心して楽しく過ごしてほしいと思います。

(1) 日課表など

登校したら、次のことをします。

- ① 持ってきた物を机の中に入れ、ランドセルをロッカーに入れます。
- ② 家庭学習（宿題）や提出物を、先生の机の上に出します。
- ③ 藤原っ子タイムで読む本を、机の上に置いて準備しておきます。

《 日課表 》

時 間	日 課
8:25～ 8:40	藤原っ子タイム
8:40～ 8:45	朝の会
8:45～ 9:30	1 時限目
9:40～10:25	2 時限目
10:25～10:40	15 分休み
10:40～11:25	3 時限目
11:35～12:20	4 時限目
12:20～13:10	給食（準備もふくむ）・歯みがき・昼休み
13:10～13:25	掃除
13:25～13:30	休み時間
13:30～14:15	5 時限目
14:25～15:10	6 時限目
15:15～15:35	帰りの会
15:45	一斉下校

朝読書や基礎・基本の学習をします。

〔朝のあいさつ〕〔健康チェック〕〔1分間スピーチ〕〔先生からの連絡〕などをします。

掃除分担表にもとづいて、各学年で掃除します。

〔1日の振り返り〕〔みんなに伝えたいこと〕〔先生からの連絡〕〔帰りのあいさつ〕などをします。

※月曜日と水曜日は、14:20～14:40 が帰りの会、
14:50 に一斉下校です。

*小学生は、小学生の場所・小中共有の場所で過ごします。また、チャイムも
中学校とは異なります。

2 1週間の流れ

各学年の曜日ごとの時数と1週間の総時数は、以下の通りです。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週時数
1年生	5	5	5	5	5	25時間
2年生	5	6	5	5	5	26時間
3年生	5	6	5	5	6	27時間
4年生	5	6	5	6	6	28時間
5年生	5	6	5	6	6	28時間
6年生	5	6	5	6	6	28時間

※各学年の総時数は変わりませんが、曜日の時数は年度によって変わる場合があります。

3 服装・持ち物など

学校は、たくさんの仲間と高め合いながら学ぶところです。そのために、気がそれて学習の妨げになるものや、友だちとのトラブルに発展する可能性のあるものは、持たせないでください。また、休み時間などの遊びや活動に適した動きやすい服装で登校させてください。

なお、持ち物への記名も忘れずをお願いします。

(1) 服装について

シューズ	シューズは、上ばき用と体育館用の2足準備してください。 上ばき・・・バレーシューズ 体育館・・・裏がゴム製で滑りにくいもの
体育の服装	【通常の体育の授業】 運動靴、赤白帽、運動に適したジャージ系のものを着用します。 【運動会の時】 白のTシャツ（ワンポイント可）、黒または紺色のハーフパンツで統一します。（学校指定のものはありませんので、上記の条件に合うものを、個々に購入してください。）
水着	黒か紺色で競泳に適した水着を着用します。帽子をかぶります。 （なお、帽子を購入される場合は、白にしてください。）
髪型等	髪の色を変えるなど、特殊な髪型はしません。また長い髪はゴム（黒・茶・紺）でまとめます。 髪飾りも体育などでは危険ですので、使用しません。

(2) 持ち物について

ふでばこ	ふでばこの中には、鉛筆・消しゴム・赤鉛筆（赤ペン）・定規を入れます。シャープペンシルは使いません。その他授業に必要なものがあれば、担任から指示があります。
したじき	無地のものを使います。
防犯ブザー	必ずランドセルにつけます。
歯磨きセット	歯ブラシ、コップ、ひも付きタオルは、給食後に毎日使います。 (歯磨き粉は本人の自由です)
ハンカチ・ティッシュ	毎日持ってきます。
マスク	給食のときに、毎日身につけます。
連絡帳	翌日の予定を毎日書きます。

※上ぐつと歯磨きセット・マスクは、週末に持ち帰ります。

※忘れ物などは、職員室へ届けてください。

V 通学の約束と児童の安全のために

小学校では、集団登校、集団下校をします。集合時刻を守り、安全に登校できるようにします。

1 通学の約束について

学校では、児童に以下のような「通学の約束」を指導します。保護者の皆様にも、ご理解・ご協力をいただきたいと思います。

(1) 徒歩通学について

① 欠席・遅刻連絡について

- ・ 欠席、遅刻するときは必ず学校と通学班長または副班長に連絡してください。
- ・ 遅刻はしないが保護者が送る場合も、必ず学校及び通学班長または副班長に連絡してください。

② 早退・迎え等の連絡について

- ・ 早退、迎え、通学途中の立寄り（学童通所を含む）は、電話・兄弟姉妹報告・連絡帳の活用等の方法により、必ず担任に連絡してください。前もってわかっている場合は、通学班長にも伝えてください。その場合、安全確保は保護者の責任でお願いします。
- ・ 必要に応じて、通学班長及び通学班には教師が伝えます。（担任は必要に応じて地区担当者にも伝えます。）

③通学班長（副班長）の役割

- ・ 通学班集体会の司会をし、並び方、目標等を決めます。
- ・ 通学班長は時間の管理と人数確認をし、並ばせてから出発します。
- ・ 先頭または最後尾を歩き、安全な通学に努めます。
- ・ あいさつ等のマナーについても下級生を指導します。

④集合場所

- ・ 集合時刻の5分前よりも早く集まらないでください。
- ・ 原則、集合時刻になったら出発します。

歩行時のルール

- ・ 歩道や路側帯の内側を歩きます。
- ・ 天気の良い日は大きい学年が車道側になり2列で歩きます。ただし、雨の日や路側帯の狭いところは1列で歩きます。
- ・ 通学路（農道や国道、通行量の多い場所）では左右を良く見て、十分に気をつけて横断します。

- ・ あらかじめ通行側が決められている場所では、左側を通行する場合があります。
- ・ 通学路の様子を親子で確認してください。

⑥ 下校時の約束・下校指導等

- ・ 通学班長は、全員そろったら集合報告をします。
- ・ 下校を始める前にはあいさつをしましょう。

⑦ 台風及び積雪等による臨時休校等の対応について

- ・ 台風、積雪等で登校時刻に変更がある場合、「学級連絡網」と「スクール@め～る」にて知らせます。
- ・ 台風、積雪等で下校時刻に変更がある場合、「スクール@め～る」にて知らせます。

(2) バス通学について

① 乗車に係る事項について

- ・ 乗降場所はスクールバスのバス停に限ります。
(家の近く等での下車は原則行いません。)
- ・ 座席は指定します。(学校が学年、乗降順等考慮して決定します。)
- ・ 通学班長及び上級生は人数確認を行います。
(運転手は乗降時の安全確保を行います。)
- ・ 発車、停車は運行時間通り行います。
(未乗車、集合遅れ等の理由は考慮しません。)
- ・ 下校バスは高学年の下校時刻に合わせて1便とし、基本的には集団下校とします。
(低学年等は発車時刻まで学習及び遊び等の活動を行います。)

② 欠席、遅刻連絡について

- ・ 欠席、遅刻(理由が分かっているもの)は、学校及び通学班長等に連絡してください。
- ・ 送り、遅刻等で乗車しない場合、学校及び通学班長等に連絡してください。

③ 早退、迎え等の連絡について

- ・ 早退、迎え等で乗車しない場合、学校及び通学班長等に連絡してください。
- ・ 早退、迎え、通学途中の立寄り(学童通所を含む)は、電話、兄弟姉妹報告、連絡帳の活用等の方法により、必ず担任に連絡してください。その場合、安全確保は保護者責任でお願いします。
- ・ 登校時、バスに乗り遅れた場合は、保護者の責任で学校まで送り届けてください。

④ 台風及び積雪等による臨時休校等の対応について

- ・ 台風、積雪等で運行時刻に変更がある場合、「学級連絡網」または「スクール@め〜る」にて知らせします。第1優先「学級連絡網」、第2優先「スクール@め〜る」とします。「地区連絡網」については補助的に使用します。
- ・ バス運行ができない場合は、休校とします。
- ・ 台風、積雪等で下校時刻に変更がある場合、「スクール@め〜る」にて知らせます。

(3) その他

- ・ 福祉バスは利用しません。
- ・ 通学班は年度ごとに見直すこととしますが、基本的には特別な事情がない限り、前年度の通学班に所属することとします。
- ・ 学校駐車場への車両の乗り入れは、児童生徒の安全確保のため原則できません。市役所藤原庁舎駐車場を利用してください。
- ・ 学校下のバス停から学校までは、通学班ごとに並んで歩きます。

2 児童の安全のために

- ① 自転車に乗るときは、
 - ・ ヘルメットをかぶりましょう。
 - ・ 運動場で乗りません。
 - ・ 自転車点検をしてください。
- ② 知らない人に誘われても、ついて行ったり、車に乗ったりしてはいけません。
- ③ 防犯ブザーの携帯・点検をお願いします。
*何かあれば、警察、学校まで連絡を入れてください。
- ④ 連絡網など、個人情報には絶対に漏らさないように留意してください。

学校での写真撮影は、許可された場合のみにしてください。また、その映像や画像を勝手にインターネット等に投稿するのは絶対にしないでください。

VI 危機対応

けがや病気、災害などへの対応は、以下のようにさせていただきます。

1 学校でのけがや病気

- ① 学校（担任）から保護者へ連絡します。
- ② 医療機関での受診が必要な場合は、学校から医療機関へ連れていきます。その場合、保護者の方は、医療機関へ来てください。
- ③ 緊急の場合は、救急車を要請します。そのときには、学校職員が付き添います。

2 校外学習中でのけがや病気

- ① 学校（担任）から保護者へ連絡します。保護者の方と今後の対応について話し合います。
- ② 基本的には、学校でのけがや病気のとおりです。
- ③ 現場が遠距離で駆けつけることが難しい場合は、学校と保護者が十分に連絡をとり対応します。

3 台風・積雪等による休校等の取扱い

(1) 自宅待機、休校の場合

- ① 6時30分ごろまでに、学校から「学級連絡網」と「スクール@め～る」で連絡します。
★「スクール@め～る」については巻末資料をご覧ください。登録をお願いします。
- ② 自宅待機を決定した場合には、給食は停止となります。
- ③ 連絡がない場合は、平常通りの登校となります。

(2) 10時30分までに「警報が解除」になり、児童の登校が可能になった場合

- ① 11時00分ごろまでに、学校から「スクール@め～る」のみで連絡します。
登録されない方は個別連絡いたします。
- ② 昼食を済ませ、13時をめぐりに登校します。（5限のときも登校します。）
- ③ 下校時刻は、平常通りとなります。

4 大雨・雷等により緊急下校を要する場合

緊急下校を要する場合、保護者に「スクール@め～る」で連絡します。

- ① 体育館に児童を集合させ、地区通学班ごとに人数を確認します。
- ② 家族が在宅していることを確認して、下校させます。
- ③ 家族に連絡がつかない児童は、学校で待機させます。
- ④ 場合によっては、保護者の方に迎えに来ていただくこともあります。（引き渡し）

5 地震（震度5強以上もしくは東海地震予知情報・注意情報）による休校等の取扱い

（1） 登下校中

- ① 安全を確認して、学校へ向かうように指導します。または、職員で通学路確認します。

（2） 在校時

- ① 安全が確認できるまでの間、児童は学校で待機します。
- ② 安全が確認できた場合は、保護者へ引き渡します。
- ③ 保護者やそれに準ずる人(事前に登録している人)が来ない場合は、学校で待機させます。

（3） 在宅時

- ① 休校とし、次の連絡（指示）があるまで、児童は登校させないでください。
- ② 指定された避難場所に避難してください。
- ③ 自宅を離れ避難するときは、避難場所を玄関に貼ってください。

（児童安否確認のため）

6 不審者が出没したとき

（1） 学校への侵入

- ① 学校職員で児童の安全を確保します。
- ② 警察へ連絡します。
- ③ 保護者に連絡します。
- ④ 児童に動揺があるときや下校が危険なときは、引き渡しを行います。

（2） 登下校時に出没

- ① 「こどもをまもるいえ」などに避難するように指導します。
- ② 時間、場所、状況、不審者の特徴など、警察への連絡をお願いします。
- ③ 同時に、学校への連絡をお願いします。

（3） 不審者情報

- ① 危険が伴う場合は、集団下校、引き渡しなどの判断をして、保護者へ連絡します。

7 インフルエンザ等、感染症疾病の疑いがあるとき

（1） 学校で発症した場合

- ① 学校から保護者に連絡します。
- ② 保護者の方は、学校へ迎えに来てください。

- ③ 医療機関で受診してください。
- ④ 受診結果を学校へお知らせください。
- ⑤ 医師からの出席停止解除の指示を受けてから登校させてください。

(2) 家庭で発症した場合

- ① 疑いがあるときは、登校させないでください。
- ② 医療機関で受診してください。
- ③ 受診結果を学校へお知らせください。
- ④ 医師からの出席停止解除の指示を受けてから登校させてください。

8 交通事故が起こったとき

- ① 保護者・学校職員は、現場に急行します。
- ② 救急車などの要請や応急処置を行います。
- ③ 学校や警察に連絡します。
- ④ けが人がいる場合は、保護者か学校職員が同行します。
- ⑤ 学校による現場確認(状況、時刻、場所、状況など)にご協力ください。

9 危険動物の出没・校区での事件発生など

登下校時に危険があると思われるときは、学校から連絡が入りますので、指示に従って行動してください。

10 その他の災害（竜巻・火災など）の取扱い

- ① 学校において、児童の安全をはかります。
- ② 下校に危険が伴うような場合、安全が確認できるまで、学校で責任をもって児童をお預かりします。
- ③ 下校時刻が遅れることもありますので、ご了承ください。
- ④ 場合によっては、保護者の方に迎えに来ていただくこともあります。（引き渡し）

VII 事務手続き

1 集金について

藤原小学校では、「学校納付金システム」を利用します。現在中学校が利用しています。児童から直接集金することなく、「保護者の指定口座」から振替によって徴収し、学校の指定口座へ振り込まれるシステムです。ご協力ください。

(1) 納付金の振替および振込実行日について

- ① 振替は、毎月1日です。(金融機関の休業日の場合、その翌日に実行されます。)
- ② 振込は、振替実行日の5営業日後となります。

(振替月は、5月から3月の11回。4月分は5月分と一緒にあります。)

(2) 委託管理費について

年間管理費(年1回)、振替手数料(振替ごと)

(3) 取扱金融機関について

百五銀行、第三銀行、三重銀行、東海労働金庫、
農業協同組合、桑名信用金庫(主なもの)

の本支店に開設した普通預金口座

(4) 振替ができなかった場合、以下のような連絡を行い、現金集金をします。

年生	保護者様
月分集金のお知らせ	
平素は本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。 さて、見出しの件につきましてお知らせいたします。 0 月分集金額は下記のとおりとなっております。 以下の日にちまでに学校へ納入していただきますようお願いいたします。 ご入金が本書と行き違いの際はご容赦ください。	
記	
1 集金額	別紙をご参照ください。
2 入金期日	
3 その他	
前月分以前の未集金についても、ご入金いただきますようお願いいたします。	
集金額(前月以前分)	
なお現時点での未集金合計額は、 ¥0 となります。ご承知おきください。	
また別途、引落口座に集金額以上を必ずご入金くださるようお願いいたします。	

2 就学援助制度について

(1) 就学援助制度とは

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を市が援助する制度。

(2) 対象とする経費

新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、医療費など。

(3) 対象となる方

いなべ市立の小・中学校に児童・生徒が在籍している保護者の方で、経済的な理由により就学が困難と認められる方。

(4) 申請方法

- ① 援助を希望する保護者は、学校で「就学援助申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出。
- ② 保護者から出された申請書を学校で集約。
- ③ 学校から申請書を教育委員会に提出。
 - ・ 「就学援助制度について」のプリントは、例年4月に教育委員会から学校に配布されます。
 - ・ 「学校たより」などで、保護者に広く周知します。
 - ・ 年度途中でも申請できます。(3月を除く)

3 特別支援教育就学奨励費

(1) 特別支援教育就学奨励費とは

保護者の経済的負担を軽減するために、市立小・中学校の特別支援学級に在籍するお子さんの学用品費・学校給食費等、教育費の一部を補助する制度。

(2) 対象とする経費

新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費など

(3) 対象となる方

いなべ市立の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の方で、生活保護、就学援助費を受けていない方。

※所得状況により支給されない場合があります。

(4) 申請手続き方法

- ① 教育委員会から申請案内と必要な書類などが学校に配布。(6月頃)
- ② 学校から対象者に、申請案内と必要な書類などを配布。
- ③ 保護者から学校へ提出。

- ④ 学校から教育委員会に提出

4 転出について（市外への転居）

- ① 学校に市外転出することを届け出ます。
- ② 学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取ります。
- ③ 最寄りの市庁舎総合窓口課で、転出の手続きをします。
- ④ 転出先の役所（または支所等）で、住民登録の手続きをします。
- ⑤ 転入する学校へ、「在学証明書」「教科書給与証明書」を届けます。

5 転居について（市内の転居）

（1） 学校区がかわらない場合

- ① 最寄りの市庁舎総合窓口課で、住民登録の手続きをします。
- ② 新しい住所を学校までお知らせください。

（2） 学校区がかわる場合

- ① 学校に市内転居することを届け出ます。
- ② 学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取ります。
- ③ 最寄りの市庁舎総合窓口課で、転居の手続きをします。
- ④ 転入する学校へ、「在学証明書」「教科書給与証明書」を届けます。

問い合わせ先

在籍する学校または市教育委員会 学校教育課までお尋ねください。

資料

1 困ったときの相談方法・相談先

(1) 何かあれば、まず担任に相談してください

学校は集団生活の場です。いろいろな個性をもった友だちや先生と過ごす中で、さまざまなことを学習します。そしてときには、人間関係がうまくいかなかったり、トラブルになったりすることもあります。もし何か問題が起こったり、気になることがあったりしたら、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、連絡帳など、どのような方法でも結構ですので、気軽に相談してください。

(2) 学校以外にもさまざまな相談機関があります

学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口がありますのでご利用ください。

(3) 各種相談先

<u>◇いなべ市発達支援課 (Tel 78-3530)</u> 対象： 保育園、小中学校児童生徒及び保護者 内容： 電話及び面談による教育相談	<u>◇いなべ市教育研究所 (Tel 78-4210)</u> 対象： 小中学校児童生徒及び保護者 内容： 原則、電話相談 必要があれば面談
<u>◇いなべ・東員教育支援センター</u> <u>ふれあい教室 (Tel 78-1753)</u> 対象： 学校に行けない悩みや不安をもつ児童生徒及び保護者 内容： 電話または面談による相談	<u>◇いなべ市家庭児童相談室 (Tel 78-3535)</u> 対象： 家庭での支援が必要と思われる児童生徒及び保護者 内容： 電話または面談による相談
<u>◇北勢児童相談所 (Tel 059-347-2030)</u> 対象： 小中学校児童生徒及び保護者 内容： 電話または面談による相談	<u>◇いなべ市教育委員会</u> <u>学校教育課 (Tel 78-3530)</u> 対象： 小中学校児童生徒及び保護者 内容： 電話または面談による教育相談